

## 半田市産業振興会議設置要綱

### (目的)

第1条 本市が、事業者意見を広く聴取し、官民一体となって産業振興施策を推進するため、半田市産業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 産業振興に関する必要な助言及び提言等の調整並びに審議を行う。

### (組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 農業関係者
- (2) 商業関係者
- (3) 工業関係者
- (4) その他関係者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (謝金)

第5条 市長は、委員に謝金を支給することができる。

### (委員長及び副委員長)

第6条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、議長を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第7条 会議は委員長の招集により開催する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、半田市市民経済部産業課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。